

阪南市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 市民の「知る自由」を保障し、生涯にわたる学習と楽しみのために資料を収集・管理・提供することは、公共図書館の基本的な役割である。レファレンスやその他の様々なサービスは、この基本の上に成り立つものである。それらの充実、発展のための資料収集をめざし、阪南市立図書館（以下、「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 基本方針は次の通りとする。

- (1) 市民の学習、文化、教養、調査研究、実用およびレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 市民の「知る自由」を保障するため、市民の求める資料・情報は可能な限り提供する。
- (3) 市民の要求は、直接の要求だけでなく、潜在している要求や将来想定される要求も考慮する。
- (4) 市民が自ら考え、判断することができるよう、あらゆる思想や主張が共存するように努める。また、多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (5) 個人、組織、団体からの圧力や干渉に左右されることなく、あくまでも収集の自由を堅持する。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料は、国内で刊行される資料を中心とし各分野にわたるものとする。図書を中心に、逐次刊行物、地域資料、視聴覚資料、電子資料、利用者自身で必要な知識や情報を得るためのデータベース等も収集する。

2. 収集する資料の種類は、次の通りとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書（事典・辞書・年鑑等）
- (3) 児童図書
- (4) 青少年（ヤングアダルト）向け図書
- (5) 紙芝居
- (6) 外国語で書かれた資料
- (7) 地域資料（郷土資料・行政資料）
- (8) 大活字図書
- (9) 逐次刊行物（新聞・雑誌）

(10) 電子資料（オンラインデータベースを含む）

(11) その他

（留意点）

第4条 資料の収集に当たっては、次の点に留意する。

(1) 「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、資料を収集する。

(2) 常に新鮮で魅力ある蔵書とするため、適宜資料の除籍、更新を行う。なお、除籍については別に要綱で定める。

(3) 寄贈資料の受入は、本方針に従う。

(4) 本方針により収集された資料が、どのような思想や主張をもっていようとも、それが図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

(5) 本収集方針は公開する。

（選定基準）

第5条 この方針に基づき、選定基準は別に定める。

附則

この方針は令和4年4月1日から施行する。

阪南市立図書館資料選定基準

(目的)

第1条 「阪南市立図書館資料収集方針」に基づき、資料の選定にあたっての基準を以下の通り定める。

(資料選定の基準)

第2条

1 一般基準

- (1) 内容はもちろんのこと、その他書誌内容や資料形態、著者、発行所等をもよく検討する。
- (2) 形態が特殊な図書や高額な図書の選定にあたっては、内容や資料的価値、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
- (3) 専門書は、一般社会人向けとして利用される資料、大学の教養課程向け程度までの資料を選定の対象とする。
- (4) 利用頻度が高いと見込まれる資料や予約待ちの多い資料は、現在および将来の利用度を予想しながら、適宜複数をそろえる。
- (5) 汚損、破損等による廃棄資料や不明資料の補充を適宜行う。
- (6) 全集、年鑑類等の継続性のある資料については、欠巻が生じないように常に留意する。
- (7) 変化の著しい主題については、常に新しい資料を収集する。
- (8) 入門、概説のような基本的な資料は、各分野にわたって収集する。
- (9) 最近の話題や情勢についての資料は積極的に収集する。
- (10) 次の内容の資料は、研究目的の利用も考慮し、選定にあたっては、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
 - ①人権またはプライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - ②特定の機関や団体の宣伝となるもの
 - ③暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長したりするもの
 - ④地域資料を除く、幅広い利用が見込まれないような、著しく高度な専門書や形態が特殊なもの

2 資料別基準

- (1) 阪南市に関する資料、阪南市出身及び在住者の著作、阪南市が発行する行政資料は地域資料として、可能な限り収集する。
- (2) 事典、辞書、年鑑等の参考資料（レファレンス・ブック）は、市民からの様々な調査相談に対応できるように、各主題にわたって収集する。
- (3) 学習参考書は、一般的な入門書・解説書・概論書等として活用できる場合は、収集も検討しながら、対象と媒体を考慮して選択的に選定する。

- (4) 入試（試験）問題集や書き込み式が多い資料など、個人が占有し利用することを目的とするものは、原則として収集しない。
- (5) 外国語で書かれた資料は、英語学習や英語多読のための資料を中心に収集する。
- (6) 漫画分野の本は、コミックスは原則収集しない。ただし、社会的評価の高いもの、利用者の関心が高いものなどは必要に応じて収集する。
- (7) 児童書は特に、内容、表現、構成、形態、著者、編者、訳者、画家、出版社等の事項に留意して選択する。
- (8) 雑誌は各主題にわたって収集する。
- (9) 新聞は全国主要紙を中心に適宜スポーツ紙及び児童用も収集するが、縮刷版は収集しない。
- (10) 電子書籍は利用が見込める一般的な資料とともに、児童の学習等に役立つコンテンツに留意して、収集する。
- (11) 自費出版については、慎重に検討する。

附則

この基準は令和4年4月1日から施行する。